兵庫県公報

平成26年9月30日 火曜日 第2号外

発 行 人兵 庫 県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、 その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

規 目

л° --ỳ*

1

公布された法令のあらまし

●母子及び寡婦福祉法の規定による資金の貸付けに関する規則及び児童福祉法による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則(規則第29号)

母子及び寡婦福祉法の一部改正により、都道府県が父子福祉資金の貸付けを行うことができることとされ、本県において父子福祉資金の貸付けを行うこととすること等に伴い、父子福祉資金の貸付けの申請の手続等父子福祉資金の貸付けに関する業務の実施について必要な事項を定める等所要の整備を行うこととした。

規則

母子及び寡婦福祉法の規定による資金の貸付けに関する規則及び児童福祉法による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年9月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第29号

母子及び寡婦福祉法の規定による資金の貸付けに関する規則及び児童福祉法による費用の徴収に 関する規則の一部を改正する規則

(母子及び寡婦福祉法の規定による資金の貸付けに関する規則の一部改正)

第1条 母子及び寡婦福祉法の規定による資金の貸付けに関する規則(昭和57年兵庫県規則第39号)の一部を次のように改正する。

促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

題名中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

「第2章 母子福祉資金(第2条—第17条)」を 第2章 母子福祉資金(第2条—第17条)」を 第2章の2 父子福祉資金(第17条の2—第17

条の18)」 に改める。

第1条中「母子及び寡婦福祉法施行令」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」に、「及び第38条において準用する第23条」を「(政令第31条の7及び第38条において準用する場合を含む。)」に、「母子及び寡婦福祉法(」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法(」に改め、「母子福祉資金」の右に「、父子福祉資金」を加える。

第2条第1項中「母子(寡婦)福祉資金貸付申請書」を「母子父子寡婦福祉資金貸付申請書」に改め、同項第3号中「事業開始資金」を「母子事業開始資金」に、「母子(寡婦)福祉資金事業計画書」を「母子父子寡婦福祉資金事業計画書」に改め、同項第4号中「事業継続資金」を「母子事業継続資金」に、「母子(寡婦)福祉資金事業成績及び事業計画書」を「母子父子寡婦福祉資金事業成績及び事業計画書」に改め、同項第5号中「技能習得資金又は修業資金」を「母子女子寡婦福祉資金又は母子修業資金」に、「母子(寡婦)福祉資金技能習得資金・修業資金使途計画書」を「母子父子寡婦福祉資金技能習得資金・修業資金使途計画書」に改め、同項第6号中「就職支度資金の」を「母子就職支度資金の」に、「母子(寡婦)福祉資金就職支度資金使途計画書」を「母子父子寡婦福祉資金就職支度資金使途計画書」に改め、同項第7号中「医療介護資金の」を「母

子医療介護資金の」に、「母子(寡婦)福祉資金医療介護資金(医療分)使途計画書」を「母子父子寡婦福祉資金医療介護資金(医療分)使途計画書」に、「母子(寡婦)福祉資金医療介護資金(介護分)使途計画書」に改め、同項第8号中「住宅資金」を「母子住宅資金」に、「母子(寡婦)福祉資金住宅建設等計画書」を「母子父子寡婦福祉資金住宅建設等計画書」を「母子父子寡婦福祉資金住宅建設等計画書」を「母子父子寡婦福祉資金住宅建設等計画書」を「母子父子寡婦福祉資金転宅資金の」を「母子転宅資金の」に、「母子(寡婦)福祉資金転宅資金使途計画書」を「母子父子寡婦福祉資金転宅資金使途計画書」に改め、同項第10号中「就学支度資金の」を「母子就学支度資金の」に、「母子(寡婦)福祉資金就学支度資金使途計画書」を「母子父子寡婦福祉資金就学支度資金使途計画書」を「母子父子寡婦福祉資金就学支度資金使途計画書」を「母子父子寡婦福祉資金結婚資金使途計画書」に改め、同項第11号中「結婚資金の」を「母子結婚資金の」に、「母子(寡婦)福祉資金結婚資金使途計画書」を「母子父子寡婦福祉資金団体貸付申請書」に改め、同項第5号中「事業開始資金」を「母子事業開始資金」に、「母子(寡婦)福祉資金団体貸付申請書」を「母子父子寡婦福祉資金団体等計画書」を「母子父子寡婦福祉資金団体事業計画書」に改め、同項第6号中「事業継続資金」を「母子事業継続資金」に、「母子(寡婦)福祉資金団体事業計画書」に改める。

第3条中「母子(寡婦)福祉資金貸付決定通知書」を「母子父子寡婦福祉資金貸付決定通知書」に、「母子(寡婦)福祉資金貸付不承認決定通知書」を「母子父子寡婦福祉資金貸付不承認決定通知書」に改める。

第3条の2第1項中「母子福祉資金の事業開始資金、事業継続資金若しくは住宅資金」を「母子事業開始資金、母子事業継続資金若しくは母子住宅資金」に、「母子(寡婦)福祉資金据置期間延長申請書」を「母子父子寡婦福祉資金据置期間延長申請書」に改め、同条第2項中「母子(寡婦)福祉資金据置期間延長決定通知書」を「母子父子寡婦福祉資金据置期間延長決定通知書」に、「母子(寡婦)福祉資金据置期間延長不承認決定通知書」を「母子父子寡婦福祉資金据置期間延長不承認決定通知書」に改める。

第4条第1項中「母子(寡婦)福祉資金借用書」を「母子父子寡婦福祉資金借用書」に改め、同条第2項中「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に、「母子(寡婦)福祉資金団体借用書」を「母子父子寡婦福祉資金団体借用書」に改める。

第5条第1項中「母子福祉資金の事業開始資金及び事業継続資金」を「母子事業開始資金及び母子事業継続資金」に、「住宅資金」を「母子住宅資金」に、「母子(寡婦)福祉資金運用指導実態調査書」を「母子父子寡婦福祉資金運用指導実態調査書」に改め、同条第2項中「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に、「母子(寡婦)福祉資金事業状況報告書」を「母子父子寡婦福祉資金事業状況報告書」に改める。

第6条第1項中「母子(寡婦)福祉資金氏名・住所変更届」を「母子父子寡婦福祉資金氏名・住所変更届」に改め、同条第2項中「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に、「母子(寡婦)福祉資金名称・所在地変更届」を「母子父子寡婦福祉資金名称・所在地変更届」に改める。

第7条中「母子福祉資金の修学資金」を「母子修学資金」に、「当該修学資金」を「当該母子修学資金」に、「母子(寡婦)福祉資金休学届」を「母子父子寡婦福祉資金休学届」に、「母子(寡婦)福祉資金復学届」を「母子父子寡婦福祉資金復学届」に改める。

第8条第1項中「母子福祉資金の修学資金、技能習得資金、修業資金又は生活資金」を「母子修学資金、母子技能習得資金、母子修業資金又は母子生活資金」に改め、同条第2項中「母子(寡婦)福祉資金増額申請書」を「母子父子寡婦福祉資金増額申請書」に改め、同条第3項中「母子(寡婦)福祉資金増額決定通知書」を「母子父子寡婦福祉資金増額決定通知書」に、「母子(寡婦)福祉資金増額不承認決定通知書」を「母子父子寡婦福祉資金増額不承認決定通知書」に改める。

第9条中「母子福祉資金の修学資金、技能習得資金、修業資金又は生活資金」を「母子修学資金、母子技能習得資金、母子修業資金又は母子生活資金」に、「母子(寡婦)福祉資金辞退申出書」を「母子父子寡婦福祉資金減額申出書」に改める。

第10条中「母子福祉資金の修学資金、技能習得資金、修業資金又は生活資金」を「母子修学資金、母子技能習得資金、母子修業資金又は母子生活資金」に、「母子(寡婦)福祉資金資格喪失届」を「母子父子寡婦福祉資金資格喪失届」に改める。

第11条中「母子(寡婦)福祉資金貸付停止決定通知書」を「母子父子寡婦福祉資金貸付停止決定通知書」に改める。

第12条第1項中「母子福祉資金の修学資金又は修業資金」を「母子修学資金又は母子修業資金」に、「母子 (寡婦)福祉資金貸付継続申請書」を「母子父子寡婦福祉資金貸付継続申請書」に改め、同条第2項中「母 子福祉資金」を「母子修学資金又は母子修業資金」に、「母子(寡婦)福祉資金貸付継続決定通知書」を「母子父子寡婦福祉資金貸付継続決定通知書」に、「母子(寡婦)福祉資金貸付継続不承認決定通知書」を「母子父子寡婦福祉資金貸付継続不承認決定通知書」に改める。

第13条第1項中「修学資金及び就学支度資金」を「母子修学資金及び母子就学支度資金」に改め、同条第2項中「母子(寡婦)福祉資金繰上償還申出書」を「母子父子寡婦福祉資金繰上償還申出書」に改める。

第14条中「母子(寡婦)福祉資金一時償還請求書」を「母子父子寡婦福祉資金一時償還請求書」に改める。

第15条第1項中「母子(寡婦)福祉資金違約金徴収免除申請書」を「母子父子寡婦福祉資金違約金徴収免除申請書」に改め、同条第2項中「母子(寡婦)福祉資金違約金徴収免除決定通知書」を「母子父子寡婦福祉資金違約金徴収免除決定通知書」に、「母子(寡婦)福祉資金違約金徴収免除不承認決定通知書」を「母子父子寡婦福祉資金違約金徴収免除不承認決定通知書」に改める。

第16条第1項中「母子(寡婦)福祉資金支払猶予申請書」を「母子父子寡婦福祉資金支払猶予申請書」に 改め、同条第2項中「支払猶予する」を「支払を猶予する」に、「母子(寡婦)福祉資金支払猶予決定通知書」 を「母子父子寡婦福祉資金支払猶予決定通知書」に、「母子(寡婦)福祉資金支払猶予不承認決定通知書」を 「母子父子寡婦福祉資金支払猶予不承認決定通知書」に改める。

第17条第1項中「母子(寡婦)福祉資金償還免除申請書」を「母子父子寡婦福祉資金償還免除申請書」に改め、同条第2項中「母子(寡婦)福祉資金償還免除決定通知書」を「母子父子寡婦福祉資金償還免除決定通知書」に、「母子(寡婦)福祉資金償還免除不承認決定通知書」を「母子父子寡婦福祉資金償還免除不承認決定通知書」に改める。

第2章の次に次の1章を加える。

第2章の2 父子福祉資金

(父子福祉資金の貸付けの申請)

- 第17条の2 法第31条の6第1項の規定により父子福祉資金の貸付けを受けようとする者は、母子父子寡婦福祉資金貸付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。
 - (1) 配偶者のない男子であることを証明する書類
 - ② 申請者又はその者と生計をともにしている民法第877条による扶養義務者に給与所得があるときは給与証明書(様式第2号)、その他の所得があるときは市町民税決定証明書(様式第3号)
 - ③ 父子事業開始資金の貸付けの申請については、母子父子寡婦福祉資金事業計画書(様式第4号)
 - (4) 父子事業継続資金の貸付けの申請については、母子父子寡婦福祉資金事業成績及び事業計画書(様式 第5号)
 - (5) 父子技能習得資金又は父子修業資金の貸付けの申請については、母子父子寡婦福祉資金技能習得資金・修業資金使途計画書(様式第6号)
 - (6) 父子就職支度資金の貸付けの申請については、母子父子寡婦福祉資金就職支度資金使途計画書(様式 第7号)
 - (7) 父子医療介護資金の貸付けの申請については、母子父子寡婦福祉資金医療介護資金(医療分)使途計画書(様式第8号)又は母子父子寡婦福祉資金医療介護資金(介護分)使途計画書(様式第8号の2)
 - (8) 父子住宅資金の貸付けの申請については、母子父子寡婦福祉資金住宅建設等計画書(様式第9号)及び建築基準法第6条第1項の規定による確認申請を必要とするときは、確認を受けたことを証明する書類
 - (9) 父子転宅資金の貸付けの申請については、母子父子寡婦福祉資金転宅資金使途計画書(様式第10号)
 - (II) 父子就学支度資金の貸付けの申請については、母子父子寡婦福祉資金就学支度資金使途計画書(様式 第11号)
 - (11) 父子結婚資金の貸付けの申請については、母子父子寡婦福祉資金結婚資金使途計画書(様式第12号)
- 2 法第31条の6第4項において準用する法第14条の規定により父子福祉資金の貸付けを受けようとする母子・父子福祉団体は、母子父子寡婦福祉資金団体貸付申請書(様式第13号)に次に掲げる書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。
 - (1) 定款
 - (2) 法人の登記事項証明書
 - ③ 現に行う全事業の前会計年度における収支計算書
 - (4) 貸付けを受けようとする事業が行政庁の許可又は認可を必要とするときは、その許可又は認可を受け、 又は受ける見込みであることを証明する書類

- (5) 父子事業開始資金の貸付けの申請については、母子父子寡婦福祉資金団体事業計画書(様式第14号)
- (6) 父子事業継続資金の貸付けの申請については、母子父子寡婦福祉資金団体事業成績及び事業計画書(様式第15号)
- 3 前2項の場合において、その申請に係る父子福祉資金の貸付けについて連帯保証人(政令第31条の6第4項又は政令第31条の7において準用する政令第9条第1項に規定する保証人をいう。以下この章において同じ。)を立てるときは、前2項に掲げる書類のほか、当該連帯保証人に給与所得があるときは給与証明書(様式第2号)を、その他の所得があるときは市町民税決定証明書(様式第3号)を、それぞれ添付しなければならない。

(父子福祉資金の貸付けの決定)

第17条の3 知事は、前条の規定による申請に基づき、父子福祉資金を貸し付けることを決定したときは母子父子寡婦福祉資金貸付決定通知書(様式第16号)を、貸し付けないことを決定したときは母子父子寡婦福祉資金貸付不承認決定通知書(様式第17号)を申請者に交付する。

(父子福祉資金貸付金の据置期間延長の申請)

- 第17条の4 父子事業開始資金、父子事業継続資金若しくは父子住宅資金の貸付けを受けようとする者又は 受けている者が政令第31条の6第5項の規定による据置期間の延長を受けようとするときは、母子父子寡 婦福祉資金据置期間延長申請書(様式第17号の2)を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の規定による申請に基づき、据置期間を延長することを決定したときは母子父子寡婦福祉 資金据置期間延長決定通知書(様式第17号の3)を、延長しないことを決定したときは母子父子寡婦福祉 資金据置期間延長不承認決定通知書(様式第17号の4)を申請者に交付する。

(父子福祉資金に係る借用書)

- 第17条の5 第17条の2第1項の規定による申請に係る貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに母子 父子寡婦福祉資金借用書(様式第18号)を知事に提出しなければならない。
- 2 第17条の2第2項の規定による申請に係る貸付決定通知書の交付を受けた母子・父子福祉団体は、速やかに団体連帯借主(政令第31条の7において準用する政令第9条第4項に規定する借主をいう。以下この章において同じ。)に係る印鑑証明書を添付した母子父子寡婦福祉資金団体借用書(様式第19号)を知事に提出しなければならない。
- 3 前2項の場合において、その申請に係る父子福祉資金の貸付けについて連帯保証人を立てるときは、当 該連帯保証人に係る印鑑証明書を添付しなければならない。

(父子福祉資金貸付金の交付後の調査等)

- 第17条の6 福祉事務所の長は、父子事業開始資金及び父子事業継続資金(法第31条の6第4項において準用する法第14条の規定による貸付けに係るものを除く。)並びに父子住宅資金の貸付けを受けた者について、父子福祉資金貸付金の交付後3箇月を経過したときは、速やかに母子父子寡婦福祉資金運用指導実態調査書(様式第20号)を作成し、これを知事に提出しなければならない。
- 2 第17条の2第2項の規定による申請に係る父子福祉資金の貸付けを受けた母子・父子福祉団体は、毎会 計年度終了後速やかに母子父子寡婦福祉資金事業状況報告書(様式第21号)を知事に提出しなければなら ない

(父子福祉資金に係る氏名等の変更届)

- 第17条の7 第17条の2第1項の規定による申請に係る貸付決定通知書の交付を受けた者、連帯保証人、連帯借主(政令第31条の7において準用する政令第9条第3項に規定する借主をいう。以下この章において同じ。)又は団体連帯借主は、氏名又は住所を変更したときは、母子父子寡婦福祉資金氏名・住所変更届(様式第22号)により速やかにその旨を知事に届け出なければならない。
- 2 第17条の2第2項の規定による申請に係る貸付決定通知書の交付を受けた母子・父子福祉団体は、名称 又は主たる事務所の所在地を変更したときは、母子父子寡婦福祉資金名称・所在地変更届(様式第23号) により速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

(父子福祉資金に係る休学届及び復学届)

第17条の8 父子修学資金の貸付けにより修学している者が休学し、又は復学したときは、当該父子修学資金の貸付けを受けている者は、速やかに母子父子寡婦福祉資金休学届(様式第24号)又は母子父子寡婦福祉資金復学届(様式第25号)を知事に提出しなければならない。

(父子福祉資金貸付金の増額の申請等)

第17条の9 現に父子修学資金、父子技能習得資金、父子修業資金又は父子生活資金の貸付けを受けている

- 者は、その貸付金の額が政令第31条の5に規定する貸付金額の限度に満たない場合において、増額を必要とする特別の理由が生じたときは、その限度内において当該貸付金の増額を申請することができる。
- 2 前項の規定により貸付金の増額を申請しようとする者は、母子父子寡婦福祉資金増額申請書(様式第26号)を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の規定による申請に基づき、貸付金を増額することを決定したときは母子父子寡婦福祉資金増額決定通知書(様式第27号)を、貸付金を増額しないことを決定したときは母子父子寡婦福祉資金増額不承認決定通知書(様式第28号)を申請者に交付する。

(父子福祉資金の貸付けの辞退及び減額の申出)

第17条の10 現に父子修学資金、父子技能習得資金、父子修業資金又は父子生活資金の貸付けを受けている者は、母子父子寡婦福祉資金辞退申出書(様式第29号)又は母子父子寡婦福祉資金減額申出書(様式第30号)により将来に向かって貸付けを受けることを辞退し、又は減額することを知事に申し出ることができる。

(父子福祉資金に係る資格喪失の届出)

- 第17条の11 現に父子修学資金、父子技能習得資金、父子修業資金又は父子生活資金の貸付けを受けている者は、政令第31条の7において準用する政令第12条に規定する貸付けの停止の理由が生じたときは、母子父子寡婦福祉資金資格喪失届(様式第31号)により速やかにその旨を知事に届け出なければならない。 (父子福祉資金の貸付停止の通知)
- 第17条の12 知事は、政令第31条の7において準用する政令第13条の規定により父子福祉資金の貸付けの停止を決定したときは母子父子寡婦福祉資金貸付停止決定通知書(様式第32号)を当該決定に係る者に交付する。

(父子福祉資金の貸付けの継続)

- 第17条の13 法第31条の6第3項の規定により継続して父子修学資金又は父子修業資金の貸付けを受けようとする者は、母子父子寡婦福祉資金貸付継続申請書(様式第33号)に政令第31条の3第2項各号のいずれかに該当していることを証明する書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の規定による申請に基づき、父子修学資金又は父子修業資金を継続して貸し付けることを 決定したときは母子父子寡婦福祉資金貸付継続決定通知書(様式第34号)を、継続して貸し付けないこと を決定したときは母子父子寡婦福祉資金貸付継続不承認決定通知書(様式第35号)を申請者に交付する。 (父子福祉資金貸付金の償還の期日等)
- 第17条の14 父子福祉資金貸付金の償還期日は、月の25日(父子修学資金及び父子就学支度資金に係る年賦 償還については毎年12月25日、父子修学資金及び父子就学支度資金に係る半年賦償還については毎年6月 25日及び12月25日)とする。ただし、知事が別に期日を指定したときは、その指定した期日とする。
- 2 政令第31条の6第3項ただし書の規定により父子福祉資金貸付金の繰上償還をしようとする者は、母子 父子寡婦福祉資金繰上償還申出書(様式第36号)を知事に提出しなければならない。

(父子福祉資金貸付金の一時償還の請求)

第17条の15 知事は、政令第31条の7において準用する政令第16条の規定により父子福祉資金貸付金の一時 償還を請求するときは、母子父子寡婦福祉資金一時償還請求書(様式第37号)を当該請求に係る者に交付 する。

(父子福祉資金に係る違約金の免除)

- 第17条の16 政令第31条の7において準用する政令第17条ただし書の規定により父子福祉資金に係る違約金の徴収の免除を受けようとする者は、母子父子寡婦福祉資金違約金徴収免除申請書(様式第38号)に災害その他やむを得ない理由により支払えないことを証明する書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の規定による申請に基づき、違約金の徴収の免除を決定したときは母子父子寡婦福祉資金 違約金徴収免除決定通知書(様式第39号)を、徴収を免除しないことを決定したときは母子父子寡婦福祉 資金違約金徴収免除不承認決定通知書(様式第40号)を申請者に交付する。

(父子福祉資金貸付金の償還金の支払猶予申請)

- 第17条の17 政令第31条の7において準用する政令第19条の規定により父子福祉資金貸付金の償還金の支払 の猶予を受けようとする者は、母子父子寡婦福祉資金支払猶予申請書(様式第41号)に次に掲げる書類を 添付して、これを知事に提出しなければならない。
 - (1) 政令第31条の7において準用する政令第19条第1項第1号に係る場合において、災害又は盗難による

ときは官公署の証明書、病気又は負傷によるときは医師の診断書、その他やむを得ない理由によるとき はその理由を記載した書類

- ② 政令第31条の7において準用する政令第19条第1項第2号に係るときは、在学証明書又は知識技能を習得していることの証明書
- 2 知事は、前項の規定による申請に基づき、償還金の支払を猶予することを決定したときは母子父子寡婦福祉資金支払猶予決定通知書(様式第42号)を、支払の猶予をしないことを決定したときは母子父子寡婦福祉資金支払猶予不承認決定通知書(様式第43号)を申請者に交付する。

(父子福祉資金貸付金の償還金の免除申請)

- 第17条の18 法第31条の6第5項において準用する法第15条の規定により父子福祉資金貸付金の償還未済額の償還の免除を受けようとする者は、母子父子寡婦福祉資金償還免除申請書(様式第44号)に次に掲げる書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。
 - (1) 父子福祉資金の貸付けを受けた者の死亡によるときは、その者が死亡したことを証明する書類
 - (2) 父子福祉資金の貸付けを受けた者の精神又は身体の著しい障害によるときは、医師の診断書
 - ③ 連帯保証人又は連帯借主の償還能力に関する官公署の証明書
- 2 知事は、前項の規定による申請に基づき、償還未済額の償還を免除することを決定したときは母子父子 寡婦福祉資金償還免除決定通知書(様式第45号)を、償還を免除しないことを決定したときは母子父子寡 婦福祉資金償還免除不承認決定通知書(様式第46号)を申請者に交付する。

第18条中第1項中「において準用する法第13条第1項」を削り、「母子(寡婦)福祉資金貸付申請書」を「母 子父子寡婦福祉資金貸付申請書」に改め、同項第3号中「事業開始資金」を「寡婦事業開始資金」に、「母子 (寡婦) 福祉資金事業計画書」を「母子父子寡婦福祉資金事業計画書」に改め、同項第4号中「事業継続資 金」を「寡婦事業継続資金」に、「母子(寡婦)福祉資金事業成績及び事業計画書」を「母子父子寡婦福祉資 金事業成績及び事業計画書」に改め、同項第5号中「技能習得資金又は修業資金」を「寡婦技能習得資金又 は寡婦修業資金」に、「母子(寡婦)福祉資金技能習得資金・修業資金使途計画書」を「母子父子寡婦福祉資 金技能習得資金・修業資金使途計画書」に改め、同項第6号中「就職支度資金の」を「寡婦就職支度資金の」 に、「母子(寡婦)福祉資金就職支度資金使途計画書」を「母子父子寡婦福祉資金就職支度資金使途計画書」 に改め、同項第7号中「医療介護資金の」を「寡婦医療介護資金の」に、「母子(寡婦)福祉資金医療介護資 金(医療分)使途計画書」を「母子父子寡婦福祉資金医療介護資金(医療分)使途計画書」に、「母子(寡婦) 福祉資金医療介護資金(介護分)使途計画書」を「母子父子寡婦福祉資金医療介護資金(介護分)使途計画 書」に改め、同項第8号中「住宅資金」を「寡婦住宅資金」に、「母子(寡婦)福祉資金住宅建設等計画書」 を「母子父子寡婦福祉資金住宅建設等計画書」に改め、同項第9号中「転宅資金の」を「寡婦転宅資金の」 に、「母子(寡婦)福祉資金転宅資金使途計画書」を「母子父子寡婦福祉資金転宅資金使途計画書」に改め、 同項第10号中「就学支度資金の」を「寡婦就学支度資金の」に、「母子(寡婦)福祉資金就学支度資金使途計 画書」を「母子父子寡婦福祉資金就学支度資金使途計画書」に改め、同項第11号中「結婚資金の」を「寡婦 結婚資金の」に、「母子(寡婦)福祉資金結婚資金使途計画書」を「母子父子寡婦福祉資金結婚資金使途計画 書」に改め、同条第2項中「第32条第3項」を「第32条第4項」に、「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団 体」に、「母子(寡婦)福祉資金団体貸付申請書」を「母子父子寡婦福祉資金団体貸付申請書」に改め、同項 第5号中「事業開始資金」を「寡婦事業開始資金」に、「母子(寡婦)福祉資金団体事業計画書」を「母子父 子寡婦福祉資金団体事業計画書」に改め、同項第6号中「事業継続資金」を「寡婦事業継続資金」に、「母子 (寡婦) 福祉資金団体事業成績及び事業計画書」を「母子父子寡婦福祉資金団体事業成績及び事業計画書」 に改め、同条第3項中「第37条第2項において準用する政令第8条第4項」を「第37条第4項」に改める。

第19条中「母子(寡婦)福祉資金貸付決定通知書」を「母子父子寡婦福祉資金貸付決定通知書」に、「母子(寡婦)福祉資金貸付不承認決定通知書」を「母子父子寡婦福祉資金貸付不承認決定通知書」に改める。

第19条の2第1項中「寡婦福祉資金の事業開始資金、事業継続資金又は住宅資金」を「寡婦事業開始資金、 寡婦事業継続資金又は寡婦住宅資金」に、「第37条第2項において準用する政令第8条第5項」を「第37条第 5項」に、「母子(寡婦)福祉資金据置期間延長申請書」を「母子父子寡婦福祉資金据置期間延長申請書」に 改め、同条第2項中「母子(寡婦)福祉資金据置期間延長決定通知書」を「母子父子寡婦福祉資金据置期間 延長決定通知書」に、「母子(寡婦)福祉資金据置期間延長不承認決定通知書」を「母子父子寡婦福祉資金据 置期間延長不承認決定通知書」に改める。

第20条第1項中「母子(寡婦)福祉資金借用書」を「母子父子寡婦福祉資金借用書」に改め、同条第2項中「第18条第1項」を「第18条第2項」に、「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に、「母子(寡婦)

福祉資金団体借用書」を「母子父子寡婦福祉資金団体借用書」に改める。

第21条第1項中「寡婦福祉資金の事業開始資金及び事業継続資金」を「寡婦事業開始資金及び寡婦事業継続資金」に、「第32条第3項」を「第32条第4項」に、「住宅資金」を「寡婦住宅資金」に、「母子(寡婦)福祉資金貸付金運用指導実態調査書」を「母子父子寡婦福祉資金貸付金運用指導実態調査書」に改め、同条第2項中「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に、「母子(寡婦)福祉資金事業状況報告書」を「母子父子寡婦福祉資金事業状況報告書」に改める。

第22条第1項中「母子(寡婦)福祉資金氏名、住所変更届」を「母子父子寡婦福祉資金氏名・住所変更届」に改め、同条第2項中「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に、「母子(寡婦)福祉資金名称・所在地変更届」を「母子父子寡婦福祉資金名称・所在地変更届」に改める。

第23条中「寡婦福祉資金の修学資金」を「寡婦修学資金」に、「当該修学資金」を「当該寡婦修学資金」に、「母子(寡婦)福祉資金休学届」を「母子父子寡婦福祉資金休学届」に、「母子(寡婦)福祉資金復学届」を「母子父子寡婦福祉資金復学届」に改める。

第24条第1項中「寡婦福祉資金の修学資金、技能習得資金、修業資金又は生活資金」を「寡婦修学資金、 寡婦技能習得資金、寡婦修業資金又は寡婦生活資金」に改め、同条第2項中「母子(寡婦)福祉資金増額申 請書」を「母子父子寡婦福祉資金増額申請書」に改め、同条第3項中「母子(寡婦)福祉資金増額決定通知 書」を「母子父子寡婦福祉資金増額決定通知書」に、「母子(寡婦)福祉資金増額不承認決定通知書」を「母 子父子寡婦福祉資金増額不承認決定通知書」に改める。

第25条中「寡婦福祉資金の修学資金、技能習得資金、修業資金又は生活資金」を「寡婦修学資金、寡婦技能習得資金、寡婦修業資金又は寡婦生活資金」に、「母子(寡婦)福祉資金辞退申出書」を「母子父子寡婦福祉資金減額申出書」に、「母子(寡婦)福祉資金減額申出書」を「母子父子寡婦福祉資金減額申出書」に改める。

第26条中「寡婦福祉資金の修学資金、技能習得資金、修業資金又は生活資金」を「寡婦修学資金、寡婦技能習得資金、寡婦修業資金又は寡婦生活資金」に、「母子(寡婦)福祉資金資格喪失届」を「母子父子寡婦福祉資金資格喪失届」に改める。

第27条中「母子(寡婦)福祉資金貸付停止決定通知書」を「母子父子寡婦福祉資金貸付停止決定通知書」に改める。

第28条第1項中「第32条第1項において準用する法第13条第3項」を「第32条第2項」に、「寡婦福祉資金の修学資金又は修業資金」を「寡婦修学資金又は寡婦修業資金」に、「母子(寡婦)福祉資金貸付継続申請書」を「母子父子寡婦福祉資金貸付継続申請書」に、「第33条第2項各号」に改め、同条第2項中「寡婦福祉資金」を「寡婦修学資金又は寡婦修業資金」に、「母子(寡婦)福祉資金貸付継続決定通知書」を「母子父子寡婦福祉資金貸付継続決定通知書」に、「母子(寡婦)福祉資金貸付継続不承認決定通知書」を「母子父子寡婦福祉資金貸付継続不承認決定通知書」に改める。

第29条第1項中「修学資金及び就学支度資金」を「寡婦修学資金及び寡婦就学支度資金」に改め、同条第2項中「第37条第2項において準用する政令第8条第3項ただし書」を「第37条第3項ただし書」に、「母子(寡婦)福祉資金繰上償還申出書」を「母子父子寡婦福祉資金繰上償還申出書」に改める。

第30条中「母子(寡婦)福祉資金一時償還請求書」を「母子父子寡婦福祉資金一時償還請求書」に改める。 第31条第1項中「母子(寡婦)福祉資金違約金徴収免除申請書」を「母子父子寡婦福祉資金違約金徴収免 除申請書」に改め、同条第2項中「母子(寡婦)福祉資金違約金徴収免除決定通知書」を「母子父子寡婦福 祉資金違約金徴収免除決定通知書」に、「母子(寡婦)福祉資金違約金徴収免除不承認決定通知書」を「母子

第32条第1項中「母子(寡婦)福祉資金支払猶予申請書」を「母子父子寡婦福祉資金支払猶予申請書」に 改め、同条第2項中「母子(寡婦)福祉資金支払猶予決定通知書」を「母子父子寡婦福祉資金支払猶予決定 通知書」に、「母子(寡婦)福祉資金支払猶予不承認決定通知書」を「母子父子寡婦福祉資金支払猶予不承認 決定通知書」に改める。

父子寡婦福祉資金違約金徴収免除不承認決定通知書」に改める。

第33条の見出し中「償還金」を「の償還金」に改め、同条第1項中「第32条第4項」を「第32条第5項」に、「母子(寡婦)福祉資金償還免除申請書」を「母子父子寡婦福祉資金償還免除申請書」に改め、同条第2項中「母子(寡婦)福祉資金償還免除決定通知書」を「母子父子寡婦福祉資金償還免除決定通知書」に、「母子(寡婦)福祉資金償還免除不承認決定通知書」を「母子父子寡婦福祉資金償還免除不承認決定通知書」に改める。

第34条中「母子福祉資金」の右に「、父子福祉資金」を加え、同条第1号中「母子(寡婦)福祉資金貸付

台帳」を「母子父子寡婦福祉資金貸付台帳」に改め、同条第2号中「母子(寡婦)福祉資金個人別償還表」 を「母子父子寡婦福祉資金個人別償還表」に改める。

附則第3項中「母子(寡婦)福祉資金貸付申請書」を「母子父子寡婦福祉資金貸付申請書」に改め、同項第1号中「就職支度資金の」を「母子就職支度資金の」に、「母子(寡婦)福祉資金就職支度資金使途計画書」を「母子父子寡婦福祉資金就職支度資金使途計画書」に改め、同項第2号中「就学支度資金の」を「母子就学支度資金の」に、「母子(寡婦)福祉資金就学支度資金使途計画書」を「母子父子寡婦福祉資金就学支度資金使途計画書」に改める。

様式第1号中「第2条」の右に「、第17条の2」を加え、同様式(表)の部中「母子(寡婦)福祉資金貸

付申請書」を「母子父子寡婦福祉資金貸付申請書」に、「母子(寡婦)福祉資金を」を

を に改め、「女子」の右に「又は男子」を、「未婚の母」の右に「又は父」を加え、同様式(裏)の部中「女

子」の右に「又は男子」を加える。

様式第2号中「第2条」の右に「、第17条の2」を加える。

様式第3号中「第2条」の右に「、第17条の2」を加え、「殿」を「様」に改める。

様式第4号中「第2条」の右に「、第17条の2」を加え、「母子(寡婦)福祉資金事業計画書」を「母子父子寡婦福祉資金事業計画書」に改める。

様式第5号中「第2条」の右に「、第17条の2」を加え、「母子(寡婦)福祉資金事業成績及び事業計画書」 を「母子父子寡婦福祉資金事業成績及び事業計画書」に改める。

様式第6号中「第2条」の右に「、第17条の2」を加え、「母子(寡婦)福祉資金技能習得資金・修業資金 使途計画書」を「母子父子寡婦福祉資金技能習得資金・修業資金使途計画書」に改める。

様式第7号中「第2条」の右に「、第17条の2」を加え、「母子(寡婦)福祉資金就職支度資金使途計画書」を「母子父子寡婦福祉資金就職支度資金使途計画書」に改める。

様式第8号中「第2条」の右に「、第17条の2」を加え、「母子(寡婦)福祉資金医療介護資金(医療分) 使途計画書」を「母子父子寡婦福祉資金医療介護資金(医療分)使途計画書」に改める。

様式第8号の2中「第2条」の右に「、第17条の2」を加え、「母子(寡婦)福祉資金医療介護資金(介護分)使途計画書」を「母子父子寡婦福祉資金医療介護資金(介護分)使途計画書」に改める。

様式第9号中「第2条」の右に「、第17条の2」を加え、「母子(寡婦)福祉資金住宅建設等計画書」を「母子父子寡婦福祉資金住宅建設等計画書」に改める。

様式第10号中「第2条」の右に「、第17条の2」を加え、「母子(寡婦)福祉資金転宅資金使途計画書」を「母子父子寡婦福祉資金転宅資金使途計画書」に改める。

様式第11号中「第2条」の右に「、第17条の2」を加え、「母子(寡婦)福祉資金就学支度資金使途計画書」を「母子父子寡婦福祉資金就学支度資金使途計画書」に改める。

様式第12号中「第2条」の右に「、第17条の2」を加え、「母子(寡婦)福祉資金結婚資金使途計画書」を「母子父子寡婦福祉資金結婚資金使途計画書」に改める。

様式第13号中「第2条」の右に「、第17条の2」を加え、同様式(表)の部中「母子(寡婦)福祉資金団「「母子福祉

体貸付申請書」を「母子父子寡婦福祉資金団体貸付申請書」に、「母子(寡婦)福祉資金を」を 父子福祉

し寡婦福祉

資金 資金 を に改め、「女子」の右に「又は男子」を加え、「理事」を「役員」に改め、同様式(裏)の部中「 資金

女子」の右に「又は男子」を加え、「母子福祉資金借入金」を「母子父子寡婦福祉資金借入金」に改める。 様式第14号中「第2条」の右に「、第17条の2」を加え、「母子(寡婦)福祉資金団体事業計画書」を「母子父子寡婦福祉資金団体事業計画書」に改める。

様式第15号中「第2条」の右に「、第17条の2」を加え、「母子(寡婦)福祉資金団体事業成績及び事業計画書」を「母子父子寡婦福祉資金団体事業成績及び事業計画書」に改める。

様式第16号中「第3条」の右に「、第17条の3」を加え、「母子(寡婦)福祉資金貸付決定通知書」を「母

子父子寡婦福祉資金貸付決定通知書」に改める。

様式第17号中「第3条」の右に「、第17条の3」を加え、「母子(寡婦)福祉資金貸付不承認決定通知書」を「母子父子寡婦福祉資金貸付不承認決定通知書」に改める。

様式第17号の2中「第3条の2」の右に「、第17条の4」を加え、「母子(寡婦)福祉資金据置期間延長申請書」を「母子父子寡婦福祉資金据置期間延長申請書」に改める。

様式第17号の3中「第3条の2」の右に「、第17条の4」を加え、「母子(寡婦)福祉資金据置期間延長決定通知書」を「母子父子寡婦福祉資金据置期間延長決定通知書」に改める。

様式第17号の4中「第3条の2」の右に「、第17条の4」を加え、「母子(寡婦)福祉資金据置期間延長不承認決定通知書」を「母子父子寡婦福祉資金据置期間延長不承認決定通知書」に改める。

様式第18号中「(第4条」の右に「、第17条の5」を加え、同様式(表)の部中「母子(寡婦)福祉資金借用書」を「母子父子寡婦福祉資金借用書」に改め、同様式(裏)の部中「母子(寡婦)福祉資金借用書特約条項」を「母子父子寡婦福祉資金借用書特約条項」に、「母子及び寡婦福祉資金」を「母子福祉資金、父子福祉資金又は寡婦福祉資金」に改める。

様式第19号中「(第4条」の右に「、第17条の5」を加え、同様式(表)の部中「母子(寡婦)福祉資金団体借用書」を「母子父子寡婦福祉資金団体借用書」に、「理事」を「役員」に、「はり付けて」を「貼り付けて」に改め、同様式(裏)の部中「母子(寡婦)福祉資金団体借用書特約条項」を「母子父子寡婦福祉資金団体借用書特約条項」に、「母子及び寡婦福祉資金」を「母子福祉資金、父子福祉資金又は寡婦福祉資金」に、「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改め、「女子」の右に「又は男子」を加え、「母子及び寡婦福祉法施行令」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」に改め、「第15条第1項」、「同条第2項」及び「第18条第1項」の右に「(政令第31条の7及び第38条において準用する場合を含む。)」を加え、「母子(寡婦)福祉資金事業状況報告書」を「母子父子寡婦福祉資金事業状況報告書」に、「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

様式第20号中「第5条」の右に「、第17条の6」を加え、「母子(寡婦)福祉資金運用指導実態調査書」を「母子父子寡婦福祉資金運用指導実態調査書」に、「殿」を「様」に改める。

様式第21号中「第5条」の右に「、第17条の6」を加え、同様式(表)の部中「母子(寡婦)福祉資金事業状況報告書」を「母子父子寡婦福祉資金事業状況報告書」に、「殿」を「様」に改め、同様式(裏)の部中「女子」の右に「又は男子」を加える。

様式第22号中「第6条」の右に「、第17条の7」を加え、「母子(寡婦)福祉資金氏名・住所変更届」を「母子父子寡婦福祉資金氏名・住所変更届」に改める。

様式第23号中「第6条」の右に「、第17条の7」を加え、「母子(寡婦)福祉資金名称・所在地変更届」を「母子父子寡婦福祉資金名称・所在地変更届」に、「殿」を「様」に改める。

様式第24号中「第7条」の右に「、第17条の8」を加え、「母子(寡婦)福祉資金休学届」を「母子父子寡婦福祉資金休学届」に改める。

様式第25号中「第7条」の右に「、第17条の8」を加え、「母子(寡婦)福祉資金復学届」を「母子父子寡婦福祉資金復学届」に改める。

様式第26号中「第8条」の右に「、第17条の9」を加え、「母子(寡婦)福祉資金増額申請書」を「母子父子寡婦福祉資金増額申請書」に改める。

様式第27号中「第8条」の右に「、第17条の9」を加え、「母子(寡婦)福祉資金増額決定通知書」を「母子父子寡婦福祉資金増額決定通知書」に改める。

様式第28号中「第8条」の右に「、第17条の9」を加え、「母子(寡婦)福祉資金増額不承認決定通知書」を「母子父子寡婦福祉資金増額不承認決定通知書」に改める。

様式第29号中「第9条」の右に「、第17条の10」を加え、「母子(寡婦)福祉資金辞退申出書」を「母子父子寡婦福祉資金辞退申出書」に改める。

様式第30号中「第9条」の右に「、第17条の10」を加え、「母子(寡婦)福祉資金減額申出書」を「母子父子寡婦福祉資金減額申出書」に改める。

様式第31号中「第10条」の右に「、第17条の11」を加え、「母子(寡婦)福祉資金資格喪失届」を「母子父子寡婦福祉資金資格喪失届」に改める。

様式第32号中「第11条」の右に「、第17条の12」を加え、「母子(寡婦)福祉資金貸付停止決定通知書」を「母子父子寡婦福祉資金貸付停止決定通知書」に、「母子及び寡婦福祉法施行令」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」に、「同法施行令」を「同令第31条の7及び」に改める。

様式第33号中「第12条」の右に「、第17条の13」を加え、「母子(寡婦)福祉資金貸付継続申請書」を「母子父子寡婦福祉資金貸付継続申請書」に改める。

様式第34号中「第12条」の右に「、第17条の13」を加え、「母子(寡婦)福祉資金貸付継続決定通知書」を「母子父子寡婦福祉資金貸付継続決定通知書」に改める。

様式第35号中「第12条」の右に「、第17条の13」を加え、「母子(寡婦)福祉資金貸付継続不承認決定通知書」を「母子父子寡婦福祉資金貸付継続不承認決定通知書」に改める。

様式第36号中「第13条」の右に「、第17条の14」を加え、「母子(寡婦)福祉資金繰上償還申出書」を「母子父子寡婦福祉資金繰上償還申出書」に改める。

様式第37号中「第14条」の右に「、第17条の15」を加え、「母子(寡婦)福祉資金一時償還請求書」を「母子父子寡婦福祉資金一時償還請求書」に、「母子及び寡婦福祉法施行令」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」に、「同法施行令」を「同令第31条の7及び」に改める。

様式第38号中「第15条」の右に「、第17条の16」を加え、「母子(寡婦)福祉資金違約金徴収免除申請書」を「母子父子寡婦福祉資金違約金徴収免除申請書」に、「母子(寡婦)福祉資金違約金の」を「母子父子寡婦福祉資金違約金の」に改める。

様式第39号中「第15条」の右に「、第17条の16」を加え、「母子(寡婦)福祉資金違約金徴収免除決定通知書」を「母子父子寡婦福祉資金違約金徴収免除決定通知書」に改める。

様式第40号中「第15条」の右に「、第17条の16」を加え、「母子(寡婦)福祉資金違約金徴収免除不承認決 定通知書」を「母子父子寡婦福祉資金違約金徴収免除不承認決定通知書」に改める。

様式第41号中「第16条」の右に「、第17条の17」を加え、「母子(寡婦)福祉資金支払猶予申請書」を「母子父子寡婦福祉資金支払猶予申請書」に改める。

様式第42号中「第16条」の右に「、第17条の17」を加え、「母子(寡婦)福祉資金支払猶予決定通知書」を 「母子父子寡婦福祉資金支払猶予決定通知書」に改める。

様式第43号中「第16条」の右に「、第17条の17」を加え、「母子(寡婦)福祉資金支払猶予不承認決定通知書」を「母子父子寡婦福祉資金支払猶予不承認決定通知書」に改める。

様式第44号中「第17条」の右に「、第17条の18」を加え、「母子(寡婦)福祉資金償還免除申請書」を「母子父子寡婦福祉資金償還免除申請書」に改める。

様式第45号中「第17条」の右に「、第17条の18」を加え、「母子(寡婦)福祉資金償還免除決定通知書」を 「母子父子寡婦福祉資金償還免除決定通知書」に改める。

様式第46号中「第17条」の右に「、第17条の18」を加え、「母子(寡婦)福祉資金償還免除不承認決定通知書」を「母子父子寡婦福祉資金償還免除不承認決定通知書」に改める。

様式第48号(表)の部中「母子(寡婦)福祉資金貸付台帳」を「母子父子寡婦福祉資金貸付台帳」に、「母・ 寡」を「母・父・寡」に、「母」を「母・父」に改める。

(児童福祉法による費用の徴収に関する規則の一部改正)

第2条 児童福祉法による費用の徴収に関する規則(昭和39年兵庫県規則第46号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項第2号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年10月1日から施行する。
 - (経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定による資金の貸付けに関する規則の様式については、当分の間、同条の規定による改正前の母子及び寡婦福祉法の規定による資金の貸付けに関する規則の様式によることができる。